

議案第13号

公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学職員給与規程等の一部を改正する規程

平成29年 月 日
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「100分の77.5」を「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の92.5」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学職員給与規程の一部を次のように改正する。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の77.5、12月に支給する場合には100分の92.5」を「100分の85」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の37.5、12月に支給する場合には100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年〇月〇日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の公立大学法人青森公立大学職員給与規程(次項において「改正後の給与規程」という。)の規定は平成29年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の公立大学法人青森公立大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の内払とみなす。